

令和6年第5回美瑛町教育委員会議事録

1 開 会

日 時 令和6年3月22日 午後1時30分
場 所 美瑛町役場4階委員会室

2 出席委員

教育長	鈴木 貴久
委 員	小野寺 晴紀
委 員	打本 菜保子
委 員	濱田 陽子

3 説 明 員

管 理 課 長	梶原 祐治
公 民 館 長	才川 健一
図 書 館 長	山上 修司
管理課参事	目良 久美
管理課長補佐	三浦 誠

4 傍 聽 人

なし

5 議事内容

議案第1号 美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第2号 美瑛町立学校管理規則の一部改正について
議案第3号 美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部改正について
議案第4号 課長等の任免について
報告第1号 美瑛町立学校教職員の人事異動の内示について
※ 議案第4号及び報告第1号は、人事案件につき非公開とする。

6 審議結果

議案第1号 原案決定
議案第2号 原案決定
議案第3号 原案決定
議案第4号 原案決定
報告第1号 原案承認

7 閉 会

令和6年3月22日 午後1時59分

鈴木教育長	<p>それでは、只今から令和6年第5回美瑛町教育委員会議を開会します。本日の出席者は4人です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定により、本会議は、成立していることを報告します。</p> <p>次に、議事録の署名委員を、会議規則第25条により指名いたします。本日の会議の署名委員は、濱田委員にお願いいたします。</p>
鈴木教育長	<p>それでは、最初に行政報告を行います。別紙の行政報告書を御覧いただきたいと思います。前回の会議が3月13日でしたので、それ以降の行政報告となります。なります。</p> <p style="text-align: center;">～ 行政報告 ～</p>
鈴木教育長	<p>行政報告は以上となります。只今の行政報告について、何か聞きたいこと等ありましたら、お願いいいたします。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(「はい。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、これで行政報告を終わらせていただきます。</p> <p>ここで、本日の会議の進め方についてお諮りします。議案第4号及び報告第1号は人事案件となりますので、会議規則第9条第1項の規定により非公開としたいと考えます。御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、議案第4号及び報告第1号は、非公開として行います。</p>
鈴木教育長	<p>それでは、議案第1号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正についての件を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(「はい、管理課長。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>はい、梶原管理課長。</p>
梶原管理課長	<p>議案第1号につきまして、御説明いたします。議案集は1ページ及び2ページ、資料は、別冊資料1の1ページから5ページになります。昨今、教育環境が複雑になってきており、保健福祉課</p>

梶原管理課長	<p>との連携をより強化する必要があります。また、子育て世代が安全・安心に本町で子育てできるよう相談窓口を明確化するため、管理課に新たに支援係を設けることに伴い、本規則の一部を改正するものでございます。それでは、先に議案を朗読しまして、その後、資料に基づきまして御説明申し上げます。</p> <p>議案第1号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について。美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和6年3月22日提出、美瑛町教育委員会教育長。美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。美瑛町教育委員会事務局組織規則、昭和60年美瑛町教育委員会規則第3号の一部を次のように改正する。以下、附則の前まで朗読を省略させていただきます。</p> <p>別冊の資料1の1ページになります。一部改正の要旨になります。1の改正の要旨は、冒頭に説明しましたので省略させていただきます。2の改正の概要ですが、1点目、管理課の組織に「支援係」を加えるとともに、各係の事務分掌及び職名を整理するものです。2点目が、決裁者を代決する者の順位を、現状の体制に合わせて整理するものであります。3、施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。2ページから5ページの新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。議案の2ページに戻りまして、附則からになります。</p> <p>附則、この規則は、令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
鈴木教育長	只今、事務局から議案第1号の説明がありました。これについて、何か質問等ございませんか。
鈴木教育長	<p>別冊の資料にもあるように、家庭や教育環境が複雑になっているので、保健福祉課との連携を更に深めていくので、今まで学務係で行っていたことについて、支援係を設けて手厚くやっていくというものです。その改正と併せて、事務処理の内容を、現状に合うように改正する内容となっています。よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」の声)</p>

鈴木教育長	<p>それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。次に、議案第2号、美瑛町立学校管理規則の一部改正についての件を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>(「はい、管理課長。」の声)</p>
鈴木教育長	はい、梶原管理課長。
梶原管理課長	<p>議案第2号につきまして、御説明いたします。議案集は3ページ及び4ページです。資料につきましては、別冊資料1の6ページから9ページになります。本規則の改正は、美瑛町立小中学校の管理運営が円滑かつ適正に進められるよう一部を改正するものです。それでは、先に議案の朗読をさせていただきます。</p> <p>議案第2号、美瑛町立学校管理規則の一部改正について。美瑛町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和6年3月22日提出、美瑛町教育委員会教育長。美瑛町立学校管理規則の一部を改正する規則。美瑛町立学校管理規則、昭和56年美瑛町教育委員会規則第2号の一部を次のように改正する。以下、附則の前まで朗読を省略させていただきます。</p> <p>資料1の6ページになります。1の改正の要旨は、冒頭に説明しましたので省略させていただきます。2の改正の概要ですが、1点目、美瑛町内の小学校及び中学校の事務業務を共同で処理することにより、学校に係る事務の効率化・標準化等を図り、もって学校教育の充実並びに学校の事務職員の資質及び能力の向上に資するため、共同学校事務室を設置するものです。2点目が、昨今の気候変動に鑑み、夏季休業日と冬季休業日の総日数を50日以内から56日以内に変更し、夏季休業日を従来よりも長く設定することができるようになります。また、学年末休業日と学年始業日を統一し、連続して設定することを明確にするものです。3の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。7ページから9ページの新旧対照表の説明は、省略させていただきます。議案の4ページに戻りまして、附則からになります。</p> <p>附則、この規則は、令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>

鈴木教育長	只今、事務局のほうから議案第2号の説明がありました。これから質疑を行います。これについて、何か質問等ございませんか。 (「はい。」の声)
鈴木教育長	はい、打本委員。
打本委員	共同学校事務室というものは、各学校ではなく、町全体の学校合同ということですか。 (「はい、管理課長。」の声)
鈴木教育長	はい、梶原管理課長。
梶原管理課長	町内に、7つの小中学校があるのですけれども、美瑛中学校のほうに、共同学校事務室という形で、実際には部屋は無いのですが、そういった看板を立てさせていただいて、それに伴って、今は人事の方も加配をいただいている内容となってございます。国の流れとしても、合同事務をやっていきましょう、という流れになっているところです。以上です。
打本委員	小中合同ですか。
梶原管理課長	はい、小中合同です。
打本委員	わかりました。
鈴木教育長	ほかに、質疑はありますか。 (「はい。」の声)
鈴木教育長	はい、打本委員。
打本委員	それともう一点。夏季休業・冬季休業の日数が、今までより伸びることになるかもしれないことなんですが、これは各学校の裁量で、各学校ごとに違ったりすることはあるのでしょうか。 (「はい、管理課長。」の声)

鈴木教育長	はい、梶原管理課長。
梶原管理課長	はい。現状は、校長会のほうで、ある程度日程を決めて、教育委員会のほうと協議をして、これでいきましょうという形でやっています。それで、6年度につきましては、エアコンも付いたということで、とりあえず50日。今まで、従来どおりを予定しているのですけれども、7年度以降につきましては、どうするか、今後、協議していきましょうということで、現状はそうなってございます。
打本委員	すり合わせて、各学校日数が同じなるような感じですか。
梶原管理課長	多分、そうなると思います。
鈴木教育長	ほかに、質疑はありますか。よろしいですか。無ければ、議案第2号、美瑛町立学校管理規則の一部改正について、原案のとおり決定させていただきます。次に、議案第3号、美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を議題とします。事務局から説明願います。 (「はい、管理課長。」の声)
鈴木教育長	はい、梶原管理課長。
梶原管理課長	議案第3号につきまして、御説明いたします。議案集は5ページから8ページ、資料は、別冊資料1の10ページから16ページになります。本規則の改正は、スクールバスの終点をスポーツセンターまで延長し、市街地で行われるスポーツ少年団活動への移動の利便性を向上するため、本規則の一部を改正するものでございます。それでは、先に議案の朗読をさせていただきます。 議案第3号、美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について。美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和6年3月22日提出、美瑛町教育委員会教育長。美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部

梶原管理課長	<p>を改正する規則。美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則、昭和60年美瑛町教育委員会規則第9号の一部を次のように改正する。</p>
梶原管理課長	<p>8ページの附則の前まで、説明朗読を省略させていただきまして、別冊資料1の10ページになります。1の改正の要旨は、冒頭に説明しましたので省略させていただきます。2の改正の概要ですが、まず1点目、美瑛町立学校管理規則の一部改正に伴い、条ずれが生じた部分を改正するものです。2点目、別表2のルベ・福富線、水沢線及び俵真布線の表を改正するものです。</p> <p>資料の13ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、水沢線の表ですけれども、現状は、2便の終点が16時13分、美瑛駅となっております。これを、美瑛駅から、なかよし児童館に寄り、スポーツセンターを終点とする改正内容です。スポーツ少年団の活動をしている、児童館利用の児童が複数人いることから、児童館経由の便も運行するものです。ルベ・福富線と俵真布線につきましては、それぞれ終点をスポーツセンターにするものです。議案の8ページに戻りまして、附則からになります。</p> <p>附則、この規則は、令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。</p>
鈴木教育長	<p>只今、事務局から議案第3号の説明がありました。こちらについて質疑を行います。何か質疑等はありますか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>よろしいですか。それでは、議案第3号、美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>この後は、議案第4号及び報告第1号の審議のとなります。非公開として行います。</p>
～ 以下、非公開 ～	

鈴木教育長	提出案件は、以上となります。その他事務局から提案事項はありますか。 (「ありません。」の声)
鈴木教育長	委員の皆様から何かございますか。 (「ありません。」の声)
鈴木教育長	よろしいですか。無いようですので、以上をもちまして、令和6年第5回美瑛町教育委員会議を閉会いたします。ありがとうございました。